

○ 松本市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日

条例第 3 号

改正 昭和 58 年 6 月 24 日条例第 50 号

平成 5 年 3 月 12 日条例第 2 号

平成 8 年 6 月 27 日条例第 27 号

平成 11 年 3 月 12 日条例第 30 号

平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号

平成 13 年 3 月 16 日条例第 13 号

平成 24 年 9 月 21 日条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき松本市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松本市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて松本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 松本市の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者

- (4) 松本広域連合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他関係機関及び必要な民間団体のうちから市長が任命する者
- 6 前項第 8 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(部会)

第 4 条 防災会議には部会を置くことができる。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 6 月 24 日条例第 50 号)

この条例は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 12 日条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 6 月 27 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 12 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 3 年 3 月 1 6 日条例第 1 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(松本市水防協議会条例の廃止)

- 2 松本市水防協議会条例 (昭和 5 5 年条例第 4 9 号) は、廃止する。

附 則 (平成 2 4 年 9 月 2 1 日条例第 4 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。